

「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」の募集について



令和4年9月23日からの台風第15号により、静岡県内各地で発生した浸水被害・土砂災害に対して23市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前市、菊川市、牧之原市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町）に、災害救助法が適用されました。

静岡県共同募金会では、静岡県及び日本赤十字社静岡県支部と調整の上、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行うこととなりましたので皆様のご協力をお願い致します。

義援金名称	令和4年台風第15号災害静岡県義援金
受付期間	令和4年9月27日（火）～同年12月28日（水）
義援金受付窓口	《斜里町共同募金委員会》 ※斜里町社会福祉協議会 住所：斜里町文光町52番地17（斜里町老人福祉センター内） 電話：0152-23-4704
義援金受入口座	※直接送金される場合 ゆうちょ銀行 00190-1-421602 静岡県共同募金会台風15号災害義援金
義援金の送金	本会に寄せられた義援金は、北海道共同募金会を通じ、静岡県が設置する義援金募集・配分委員会において配分が決定され、被災市町を通して被災者へ配分されます。
税制上の取り扱い	この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。 確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。 ※募集要綱：斜里町共同募金委員会においてお渡しできます。 《該当する税制優遇措置》 ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当 ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当
その他	救援物資・物品は取り扱いませぬ。



斜里町共同募金委員会

